

令和3年4月28日

各業所管官庁 宛

内閣官房副長官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

各省庁におかれましては、本年3月25日の「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第4回）」で、各業界団体・個社のマイナンバーカードの取得促進に係る取組事例の御報告をいただきましたが、これらの事例のうち、取組の参考となる好事例について、別添のように取りまとめました。

つきましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

- 1) 所管業界団体等及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）及び独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形3）を用意しましたので、御活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態にかんがみ、各省庁の判断で適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。
- 3) 通知に当たっては、別添の業界団体・個社の取組の好事例とあわせて、内閣官房より提供する以下のリーフレットの広報素材を所管業界団体・個社に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知をして下さい。
 - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「こんなとき、あつてよかった！マイナンバーカード」
- 4) 業種別マイナンバーカードの取得状況等ネット調査の下位1/3の業種については、通知のひな形（ひな形2）を御活用いただき、特に出張申請受付等の積極的受入れを促していただくようお願いいたします。
- 5) 通知の発出は、できる限り速やかに実施して下さい。

各省庁における業界団体・個社におけるマイナンバーカードの取得促進策の取組状況については、8月中に「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第4回）」の会議資料5の様式により報告していただくこととしています。また、ネット調査の下位1/3の業種については、出張申請受付の実績についても報告していただくこととしています（詳細については、後日連絡させていただきます）。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省 HP^{※1}で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります^{※2}。所管業界団体等及びその会員に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

内閣官房番号制度推進室

桑島・篠宮

電話 03-6441-3458（直通）

総務省自治行政局住民制度課

松本・渡辺・佐藤

電話 03-5253-5366（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携

政策課保険データ企画室

太江（たいえ）・江藤

電話：03-3595-2174（直通）